

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における市税等の対応に関するお知らせ

◎問い合わせ 税務課 ☎37-0114

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人や中小事業者を対象にした市税等に関する特例措置などについてお知らせします。

○徴収の猶予制度の特例

令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難な場合に、無担保・延滞金なしで1年間徴収を猶予。

- ・対象税目
市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険税など
- ・適用期間
令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税

○中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の売上高が前年同期比で30%以上減少している中小事業者に対し、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を軽減。

※認定経営革新等支援機関等の事前認定が必要。

・軽減額
30%以上～50%未満減少した場合
50%以上減少した場合

・適用期間
令和3年度（1年分のみ）

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
新規に設備投資を行う中小事業者に対し、特例措置の適用対象を拡充するとともに適用期限を2年延長。

・特例措置内容
対象資産の固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする（先端

設備等導入計画に基づき令和4年度までに導入された資産）。

・対象資産
中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた機械および装置、器具および備品、工具、建物附属設備、構築物、事業用家屋

○イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した人への寄付金控除の適用
中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けないことを選択した場合、その金額分を寄付とみなし、個人住民税の寄付金控除を受けられる制度を創設。

・対象イベント
文化庁・スポーツ庁が指定したイベント
※令和3年1月1日施行

○住宅ローン減税の適用要件の弾力化
住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とする。

・特例措置内容
住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

・改正後の入居期限
令和3年12月31日
※既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限についても別途弾力化措置があります。

※令和3年1月1日施行

○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6カ月延長。

○国民健康保険税の減免
主たる生計維持者の収入が減少した被保険者の国民健康保険税を減免。

・対象世帯
次の①から③のすべてに該当する世帯
①事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該収入額の10分の3以上
②前年の総所得金額が1千万円以下
③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得合計額が400万円以下

・減免額
10分の2～全額（前年の合計所得額に応じて区分）

・適用期間
令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する国保税

○法人市民税の申告・納付期限の延長について
期限内に申告および納付をすることが困難な場合には、期限を区切らず延長します。申告および納付が可能になり次第、速やかに申告および納付を行ってください。

令和2年分の確定申告は パソコン・スマホで自宅から！

◎問い合わせ 税務課 市民税係 ☎37-0114

インターネットで所得税の確定申告などの手続きができるシステム（e-Tax）を利用することで自宅のパソコンやスマホから申告を行うことができます。医療費控除などすべての所得控除に対応しています（事業所得はパソコンでの申告のみ対応）。

手続きは簡単です。申告会場は混み合うことが予想されますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、この機会にe-Taxでの電子申告をぜひご利用ください。※申告期間中は、土日・祝日を含む24時間利用可能です。

ステップ1

国税庁ホームページへアクセス
・「確定申告」で検索、またはQRコードを読み込む。



ステップ2

申告書を作成
・画面の案内に従って収入や控除の金額を入力。

ステップ3

- 申告書を送信（①～③を選択）
- ①マイナンバーカードを使って電子送信
 - ②IDとパスワードで電子送信
 - ③申告書を出し、郵送等で税務署へ提出

◆申告書の送信方法について

- ①マイナンバーカードを使って電子送信する場合
- 次の2つをご用意ください
- ・マイナンバーカード



・ICカードリーダーまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォン

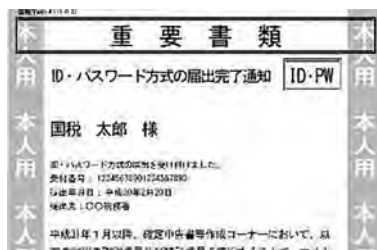


※読取対応端末の一覧はこちら



②IDとパスワードで電子送信する場合

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの人は、通知書に記載のIDとパスワードを入力してください。



▲届出完了通知

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」は、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、鳥栖税務署（☎0942-82-2185）で手続きをお願いします。

生活環境業務 年末年始休業期間

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

休業・休止期間

ごみ収集、脊振クリーンセンターへの直接持ち込み	12月30日（水）～令和3年1月3日（日）
し尿収集	12月30日（水）～令和3年1月3日（日） ○年末のし尿収集予約期限 12月11日（金）まで 年末は予約が混み合う恐れがありますので、早めの予約をお願いします。 ・(有)蓮池衛研工業 ☎44-4111 ・(有)三神清掃社 ☎52-3706 ・環整工業(有) ☎52-2718

有料広告

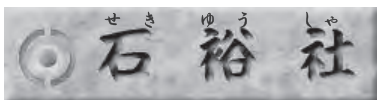
法、戒名彫刻

※墓所が神崎市周辺。
※立地条件によって金額が異なります。

税込 20,000 円

御本尊 ご先祖様 そして家族に感謝

墓石



吉野ヶ里町田手 1817-12 TEL・FAX0952-52-2210

WEB

有料広告

相続手続 土地や建物が亡くなった人の名義になっている
その他 建設業許可・産業廃棄物内容証明・車庫証明等
遺言書 死んだら、家や土地の名義はどうなるのだろうか？

相談は、無料です。

行政書士 杠 繁美

(日本行政書士会登録番号 05410974)

TEL 0952-53-1747
携帯 090-8836-5630
相模市相模町志波屋 3627

ホームページ [ゆずりは 神崎](#) 検索 行政書士には守秘義務があります。お気軽にご連絡ください

軽自動車等の廃車・名義変更の手続きはお早めに

◎問い合わせ 税務課 市民税係 ☎37-0114

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

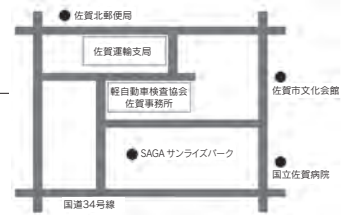
次の事項に心当たりのある人は令和3年4月1日までに廃車や名義変更の手続きを行ってください。令和3年4月2日以降に手続きを行っても、令和3年度課税分は取消しできませんのでご注意ください。また、軽自動車税（種別割）に月割制度はありません。

○手続きが必要な人

- ・廃棄・解体した
- ・盗難に遭った
- ・譲渡・売却をした
- ・定置場所の変更（転居など）
- ・所有者が亡くなった

※神埼町・千代田町・脊振村ナンバーをお持ちの人は、神埼市ナンバーへの変更を願います。

車種・排気量	手続き場所・問い合わせ先
原動機付自転車（125cc以下）	神埼市役所総合窓口または各支所総合窓口課 ☎37-0114 ○持参するもの【廃車の場合】ナンバープレート、印鑑 ※名義変更の場合はお問い合わせください。
小型特殊自動車（コンバイン、トラクター、田植機等）	
軽三輪車・軽四輪車（660cc以下）	軽自動車検査協会 佐賀事務所 佐賀市若楠2丁目10-8 ☎050-3816-1754
軽二輪車（126cc以上250cc以下）	佐賀運輸支局 佐賀市若楠2丁目7-8 ☎050-5540-2082
小型自動二輪車（251cc以上）	



※車種や状況によって必要書類が異なります。ご不明な点は事前に各機関へお問い合わせください。

〔神埼市条例施行規則を改正しました〕

軽自動車税（種別割）の「身体障がい者等に対する減免」について、次のように改正しましたのでお知らせします。

複合障害により身体障害手帳の等級があがっている場合は、個々の障害の等級で判定します。ただし、今回の改正で次の複合障害の場合は、複合の等級で判定するようになりました。

上肢不自由と下肢不自由の複合障害で一上肢上腕1/2欠損（2級の3）または一上肢機能全廃（2級の4）と、一下肢大腿1/2欠損（3級の2）または一下肢機能全廃（3級の3）の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

※減免申請の詳細は、令和3年5月号でお知らせする予定です。

身体障害者手帳

佐賀県 第XXXXXX号
身体障害者等級表による級別
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額

平成XX年X月X日交付
令和XX年X月X日再交付
氏名 神埼 太郎

この等級で判断します

1 級

第 1 種

障害名

- 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの（2級の3）
- 一下肢の機能を全廃したもの（3級の3）

障害名が、それぞれ以下の場合も対象となります。

- （上肢に関して）一上肢の機能を全廃したもの（2級の4）
- （下肢に関して）一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの（3級の2）

（対象となる手帳の例）

令和2年度厚生労働省委託事業
高齢者活躍人材確保育成事業

受講生募集中

受講料無料

申込み
お問合せ先

公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会
TEL 0952-20-2011 FAX 0952-20-2015
または、お近くのシルバー人材センターへ
佐賀市本庄町大字袋 246-1

マンション管理員 養成講習

講習会場：佐賀市文化会館 小会議室
実施時期：令和3年1月17日(日)～
1月19日(火)（3日間）
締切日：1月7日(木)

刈払機・チェーンソー・ グラインダー安全講習

講習会場：キャタピラー九州(株)
実施時期：令和3年1月18日(月)～1月22日
(金)（5日間）
締切日：1月8日(金)

対象者

佐賀県内在住の
6.0歳以上で、受講後
シルバー人材センターへ
に入会し就業が可能なる方

- ・講習の全日程を確実に受講できる方のみ応募できます。
- ・「受講申込書」の提出が必要です。
- ・日程、会場は変更になる場合があります。

定員
10名

厚生労働省から 子宮頸がんワクチンのリーフレットが作成されました

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

子宮頸がんとは、発がん性ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によって起こる病気です。
最近では、20歳代から30歳代の若い世代の子宮頸がんが増えています。子宮頸がんはワクチン接種と定期的に子宮がん検診を受けることで予防できるといわれています。

この度、厚生労働省から新しいリーフレットが作成されました。ぜひ一度お読みください。



○接種対象者

小学6年生から高校1年生の女子
※現在、子宮頸がん予防接種については、ワクチンの安全性等が検証され、無料で接種できる定期予防接種となっています。接種は、ワクチンの効果や、接種後の

副反応などについて、医師から説明を受け、十分に理解したうえで臨んでください。

○接種期間

通年

○接種回数

1人あたり3回
※ワクチンは2種類有り、いずれも同じワクチンを3回接種することになっています。

1回目接種した種類のワクチンを2回目以降も接種してください。詳しくは医療機関でご相談ください。

○接種場所

県内の医療機関

○費用

無料

【注意事項】

予防接種の種類に応じて接種できる医療機関が異なります。
多くの医療機関で、予約が必要で、事前に医療機関にご相談ください。

12月31日まで

高齢者のインフルエンザ予防接種

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

予防接種はお済みですか？

定期接種は、12月31日までです。ご希望の人は、早めに接種しましょう。

○対象者

接種日当日、神埼市に住民票があり、次の①・②のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の人
- ②60～65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に、身体障害者手帳1級程度の障害を有する人

○接種場所

県内の実施医療機関

○接種費用

1,200円

※医療機関の窓口でお支払い
※生活保護世帯の人は、福祉課等で受け取る証明書を、医療機関に提出されると費用が免除されます。

証明書等

コンビニ交付サービス一時停止

◎問い合わせ 市民課 戸籍係 ☎37-0120

市民課 総合窓口班 ☎37-0116
千代田支所 総合窓口課 ☎44-3071
脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111

◎停止期間 12月29日（火）～

◎停止内容
・住民票の写し
・印鑑登録証明書
・戸籍全部（個人事項証明書）
・戸籍の附票の写し
・本籍地登録申請

年末年始は、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービスを一時停止させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



困ったこと、悩んでいること、ご相談を

相続・遺言・不動産登記・商業・法人登記
成年後見・借金問題（相談室あります・秘密厳守）

料金の見積り等も、気軽にお尋ね下さい
営業時間 午前8:00～午後6:00
火曜日は午後8時まで
時間外電話予約OK



- ・不動産を生前に贈与したい。
- ・遺言書を作成しておきたい。
- ・相続手続きが分からない。
- ・新しく会社を作りたい。
- ・借金で困っている。

様々なご相談を承ります。まずはお電話ください。
皆様のご連絡をお待ちしております。

TEL.0952-52-2079(神埼サピエより南に100m)
司法書士 末永博義・井上智史
司法書士 すえなが総合事務所

毎日健診のお知らせ

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

今年度の健診、お済みですか？

今年度の健診がお済みでない人、自分の都合の良い日に受けたい人は、毎日健診がおすすめです。完全予約制です。年末以降は混み合いますので、希望される場合は早めの予約、受診をお願いします。

○実施期間

令和3年3月31日まで
※土日・祝日・年末年始を除く。ただし、後期高齢者健診は2月26日まで。

○実施場所

佐賀県健康づくり財団佐賀県健診・検査センター（佐賀市水ヶ江1丁目12-10）※佐賀県医療センター好生館跡地

○受診方法

①電話で受診日・受診希望の項目を予約する（☎37-3314）。
予約受付時間：8時30分から

項目	対象者 (年齢基準：R3.3.31)	自己負担額
若年健診	20～39歳	400円
特定健診	40歳～受診当日74歳 ※神埼市国民健康保険加入者	1,000円
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者	無料
肺がん検診	40歳以上 ※65歳以上は結核検診を無料追加	500円
胃がん検診	40歳以上	500円
大腸がん検診	40歳以上	500円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円
乳がん検診	40代の女性	1,000円
	50歳以上の女性	500円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	500円
肝炎ウイルス検査	20歳以上 ※過去に受診歴がない人	無料

17時30分

②受診票、検尿・大腸がん検体系容器等を受け取る（検診機関から郵送）。
③受診する。
予約日に受診票等を持って受診する。料金は受診時に実施場所を支払う。

自己負担金の免除申請

受診前に健康増進課で手続きが必要で、申請に必要なもの

○生活保護世帯に属する人

・生活保護証明
健康診査および各種がん検診が無料になります。

○市民税非課税世帯に属する人
・印鑑

若年健診、各種がん検診が無料になります。

不妊治療費の助成を行っています

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

不妊治療を受けている人の経済的な負担軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成しています。

相談等も受け付けていますので、ご不明な点など、お気軽にご相談ください。

○助成対象となる治療

夫婦間で行う健康保険が適用されない、人工授精、体外受精、顕微授精、凍結胚の移植を含む。

○助成期間

通算して5年間

○助成金額

医療機関に支払った助成対象治療費に、10分の7を乗じて得た額から、佐賀県不妊治療支援事業による助成金額等を差し引いた額。ただし、初年度は20万円、次年度以降は1年度あたり10万円を限度とします。

○申請期間(令和2年度治療分)

令和3年3月31日まで

○受付時間

平日8時30分～17時15分

○助成対象者

婚姻届を行った夫婦で、次のすべてに該当するもの。
・人工授精・体外受精・顕微授精以外の治療法によつては、妊娠の見込みがないか、極めて少ない夫婦と医師に診断されていること
・夫または妻が、1年以上神埼市に居住していること
・夫と妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること



12月4日～10日は「人権週間」です

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

昭和23年12月10日、第3回国際連合総会で、世界人権宣言が採択されました。このことから12月10日を「人権デー」と定め、その日を最終日とする1週間を「人権週間」として世界人権宣言の意義を訴え、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が行われています。

「誰か」のこと じゃない。

法務省の人権擁護機関では、一人一人が様々な人権侵害を、「誰か」のことでなく、自分自身のことと捉え、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるように、令和2年度啓発重点目標を、「誰か」のこと じゃない』として啓発活動を展開しています。
生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感し、「思いやりの心」と「かけがえない命」を大切にすることを改めて考えてみましょう。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った知識や情報により、感染者やその家族、医療従事者、外国人などに対し、不当な差別や偏見、いじめなどの人権侵害が行われています。このような差別等は決してあってはいけません。新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。正しい情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をお願いします。

行政・人権相談

人権相談委員の皆さんが人権に関わる困りごとや心配ごとなどの相談を受け付けています。
12月、1月の詳しい日程は、27ページをご覧ください。

みんなの人権110番

差別、暴行・虐待、いじめなど、ご相談ください。
☎0570-003-110
○受付時間
平日8時30分～17時15分

政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止です

◎問い合わせ 神崎市選挙管理委員会(総務課内) ☎37-0100

年末年始は何かと贈りものやお祝いをする機会が多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈りものを求めることも禁止されています。

寄付禁止のルール

- ①政治家の寄付の禁止
 - ②政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止
 - ③政治家の関係団体の寄付の禁止
 - ④後援団体の寄付の禁止
 - ⑤年賀状等のあいさつ状の禁止
 - ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止
- ①～④、⑥の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。
ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家とは

国会議員、地方公共団体の長、議会の議員で、その候補者等も含みます。

令和2年度神崎市明るい選挙 啓発ポスターコンクール優秀賞決定!

◎問い合わせ 神崎市選挙管理委員会(総務課内) ☎37-0100

神崎市明るい選挙推進協議会では、政治への参加、投票の大切さを学んでもらうため、毎年ポスターコンクールを実施しています。
今年も優秀作品20点を掲示します。ぜひご覧ください。

○掲示期間

12月25日(金)～
令和3年1月15日(金)

○掲示場所

神崎市中央公民館 ロビー

○ポスター応募者数

小学校の部 47人
中学校の部 17人

増田 修造★

(西郷小学校6年)



大坪 暖瑠☆

(西郷小学校6年)



永田 小夏☆

(西郷小学校6年)



高野 椿☆

(神崎中学校2年)



※敬称略(★印は真特選、☆印は真入選)

火葬場使用料補助金の申請忘れはありませんか？

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

神崎市・吉野ケ里町葬祭場

・振込先口座の通帳

「和の杜（なごみのもり）」の供用開始に伴い、これまで市外火葬場を使用した親族等に交付してきた補助金制度を廃止します。

- 補助対象とならない例
- ①亡くなられた人が、火葬した火葬場を運営する自治体の住民として火葬料の適用を受けたもの。
- (例) 佐賀市内の火葬場で火葬し、佐賀市民料金で火葬
- ②ご遺体が献体として扱われ、火葬料を支払っていないもの。
- ③生活保護制度上の葬祭扶助費を支給され火葬料を支払ったもの。

○補助対象者
平成27年12月1日以降に火葬を執り行った親族等

- 申請期限
令和2年12月28日(月)
- 申請に必要なもの
・領収書等支払金額が分かるもの

補助率 2分の1
上限 3万5千円

12月は大気汚染防止推進月間

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

小さな取り組みから

12月は自動車の交通量、家庭などの暖房使用の増加、気象条件の影響などで大気汚染物質濃度が高くなる傾向があります。毎年12月は大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守るこの大切さを呼びかけています。

- ・ 自転車を電車を使用する
- ・ 暖房の使用を控える
- ・ エコドライブの実践
- ・ 大気汚染の防止を考える

この機会に大気汚染の防止について、考えてみましょう。

「元気かんざきクーポン券(第2弾)」について

◎問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

年末商戦に向け、市民の購買欲および消費喚起を図り、新型コロナウイルス感染症による市内経済への影響を緩和するとともに、地元商工業者を中心とした市内経済を活性化させるため、市民一人あたり3千円のクーポン券を発行し、11月中旬に順次発送しました。

お早めのお受け取り、使用をお願いします。

○クーポン券交付対象者
・ 9月17日時点で神崎市に住民票がある人

○クーポン券の内容
一人あたり3千円分
・ 共通券 1枚500円×6枚

○クーポン券に関する注意事項

- ・ 市内のクーポン券取扱店舗のみで使用可能(クーポンに取扱店舗のチラシを同封しています)。

神崎市内飲食店を応援しよう！かんざき「テイクアウト&デリバリー」ホームページ掲載中！

◎問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、神崎市内の飲食店ではテイクアウト(持ち帰り)やデリバリー(配達)のサービスを行っています。

神崎市のお店の応援を含め、自宅や職場で「神崎の美味しい食事」を楽しんでください！

6月および11月に配付した元気かんざきクーポン券が利用できるお店も多数あります。

市ホームページに対応店舗を掲載していますので、ご覧ください。



※掲載店舗は随時募集中です。

令和3年度償却資産(固定資産税)の申告はお忘れなく

◎問い合わせ 税務課 資産税係 ☎37-0114

法人や個人で事業を行っている人が、その事業のために用いる構築物、機械、器具、備品などを「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

市内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数などの申告が必要です。事業として他人に貸し付ける場合も対象となります。

償却資産を所有の事業者は、期限までに申告をお願いします。

※課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません(申告は必要です)。

○申告期限

令和3年2月1日(月)まで
申告書は、税務課、各支所
総合窓口課にあります。



償却資産から除かれるもの

- ・自動車、軽自動車、小型特殊自動車など自動車税、軽自動車税の課税対象になるもの(乗用トラックター・乗用コンバイン・乗用田植機など含む)
- ・耐用年数1年未満の償却資産または個人の場合は10万円未満の償却資産、法人の場合は10万円未満の償却資産を損金算入したもの
- ・20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したものの
- ・無形固定資産(営業権・鉱業権・漁業権・ソフトウェアなど)
- ・生物(牛・馬・鶏・果樹など)

○注意

次の資産も償却資産の対象となります。

- ・遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)または未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産を含む)
- ・家屋に施した取り外しが容易な設備(簡易間仕切りなど)や特定の生産または事業の用に供する建築設備・造作など

- ・取得価格が20万円以下の資産でも減価償却をしているもの
- ・太陽光発電で10KW以上のもの

- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(例) 中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

家屋の取り壊し、住宅用地の利用変更は届出を

◎問い合わせ 税務課 資産税係 ☎37-0114

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人や事業所に課税されます。家屋の取り壊しや住宅用地の利用状況に変更があった場合は、必ず届出をしてください。

- ・家屋の取り壊し(一部を含む) 家屋(居宅・倉庫・物置・事務所など)を取り壊した場合
- ※建物の滅失登記をされている場合は、届出の必要はありません。

- ・住宅用地の利用状況の変更 家屋を取り壊して空き地や駐車場などへ利用を変更した場合

※利用状況に変更がない場合は、届出の必要はありません。

○提出書類

- ・家屋取壊し届出書
- ・住宅用地の申告書
- ※届出書・申告書は税務課、各支所総合窓口課、市ホームページで取得してください。

有料広告

永久の旅立ち… まずはプレアホール神埼へご相談ください

ご葬儀について、『わからない…不安…』そんな方は、事前相談、お見積り、会館見学、会員募集等、随時受け付けております。ご自宅への無料見積りも随時おこなっておりますのでお気軽にお電話下さい。

その他取扱い商品

仏壇・仏具・仏壇クリーニング
墓石・墓石クリーニング・法名塔(名前入れ)
法事料理(四十九日・初盆・一周忌・三回忌等)
供養菓子・悲礼返し・礼品等
各種取扱い致しております。



プレアホール神埼

株式会社JAセレモニーさが
神崎市神埼町本郷2716-4

TEL.0952-55-8008 FAX.0952-55-8007

年中無休

24時間受付

有料広告

「マチイロ」アプリ 市報かんざきをスマホで

●問い合わせ 総務課
秘書広報係 ☎37-0088

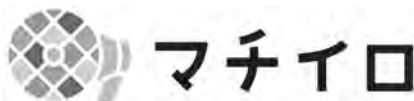
市報かんざきをスマートフォンアプリ「マチイロ」で配信しています。

◆アプリなら・・・

・最新号の配信をお知らせ！
・バックナンバーが読める！

【登録方法】

①QRコードを読み取り、アプリをダウンロード。



②「お住まいの地域」で神埼市を登録



国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

●問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

国民年金保険料の納め忘れ はありませんか？

令和2年度の国民年金保険料額は、月額1万6,540円です。納付期限は納付対象月の翌月末日となっております。なお、まとめて前払いすると割引が適用されるのでお得です。保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、その他にもクレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない人に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。
未納のまま放置せず、早めの納付をお願いします。

保険料の免除申請

保険料が納め忘れの状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができ、失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったもの、申請を忘れていた期間がある方は市役所窓口や年金事務所の手続きをお願いします。



佐賀県後期高齢者医療広域連合 2つの計画(案)に対する意見募集

●問い合わせ 市民課
後期高齢年金係 ☎37-0115
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

平成31年2月に策定した「第4次広域計画」について、後期高齢者の状況に合わせた詳細やかな保健事業の実施を推進するため、佐賀県後期高齢者医療広域連合と市町の連携に関する事項について定めます。

また、平成30年3月に策定した「第2期長寿健康づくり事業実施計画」について、中間評価後に必要に応じた計画内容の見直しを行います。

2つの計画についてあらかじめ公表し、皆さまからの意見を募集します。

○募集期間

12月11日(金)～

12月25日(金)

○公表する資料の閲覧場所等

・佐賀県後期高齢者医療広域連合（佐賀市大和町大字尼寺1870番地、佐賀市大和支所3階）およびホームページ（<https://www.saga-kouiki.jp/>）
・神埼市役所 市民課

国民健康保険 高額療養費 外来年間合算制度のお知らせ

●問い合わせ 市民課
国民健康保険係 ☎37-0115

基準日（7月31日）に所得区分が「一般」または「市民税非課税世帯」に属する70歳以上74歳未満の人は、昨年8月1日から今年7月31日の外来療養に係る自己負担額が14万4千円を超える場合、その上限額を超えた金額が高額療養費（外来年間合算）として支給されます。支給が見込まれる世帯主宛てに、12月中にお知らせを送付する予定です。お知らせが届いた人は、市民課国民健康保険係に申請をしてください。

司法書士 福田良嗣事務所

相続・売買・贈与などの登記 商業・法人登記
その他、お気軽にご相談ください。

司法書士 福田良嗣

神埼市神埼町本郷 3187 番地 3

(旧 松永嶺子事務所)

☎ 0952-53-5105
FAX 0952-53-2713

公共マスの維持管理にご協力を

◎問い合わせ 下水道課 管理係 ☎37-01005

公共マスとは？

公共マスは宅内の排水設備を下水道に接続するために設置されたマスのことです。

一般的に直径約20cmの大きさで、市が維持管理を行います。



○公共マス使用上の注意

- ・公共マスを埋めたり、マスの上に重いものを置いたりしないでください。↓詰まった場合、詰まりを取り除けなくなります。



- ・公共マスには車両等の上に乗りません。↓車両等の加重を想定していないため、破損の原因になります。
- ・公共マスの周りに樹木を植えないでください。↓公共

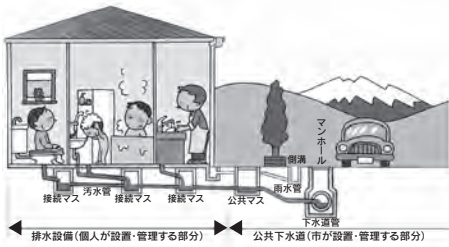
マス内部に根が侵入するなどし、破損や詰まりの原因になります。

○公共マスが壊れたら：

公共マスに破損や閉塞があつた場合は、下水道課に連絡をお願いします。

市が維持管理しますが、破損や閉塞の原因がお客様にある場合、修繕料を負担いただきます。

宅内の排水設備は、お客様の管理となります。修理等の依頼は必ず市の排水設備指定工事店をお願いします。



公共下水道未接続の皆さまは、接続のご検討をお願いします。

高速バス利用者駐車場の利用案内

◎問い合わせ 企画課

地域振興係 ☎37-01002

市では高速神埼バス停北側に高速バス利用者駐車場を設置しています。満車の際は、徒歩約8分の距離にある「水車の里 遊学館駐車場」をご利用ください。

また、高速神埼バス停南側付近のスペースは、高速バス利用者送迎などを目的とした一時的な停車場所です。高速道路高架下のスペースは駐車禁止区域として神埼警察署による取締り対象となっております。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



地域公共交通を 利用しましょう

◎問い合わせ 企画課

地域振興係 ☎37-01002

バスや電車などの地域公共交通は、通勤・通学者はもちろん、高齢などで自家用車を運転できない人、自家用車を持っていない人の日常生活の移動手段として機能しています。

地域公共交通を利用することで、市民の交通利便性の確保と身近な移動手段の維持に繋がっています。

また、公共交通を利用して移動すると、環境負荷の軽減や歩くことによる健康増進につながります。ぜひ、地域の公共交通機関をご利用ください。

○主な地域公共交通機関

- ・神埼市巡回バス（月々土運行）
- ・西鉄バス（神埼線、鳥栖神埼線、江見線）
- ・ジョイックス（三瀬神埼線）
- ・鉄道（JR長崎本線）



イベントや団体で「門前広場」を利用しませんか

◎問い合わせ 企画課

地域振興係 ☎37-01002

神埼町の櫛田宮南にある「神崎市長崎街道門前広場」は、芝生広場などがあり、市民の交流と憩いの場、観光交流と賑わいの場として活用されています。

家族、友だち、サークル団体、地域の方々など、広場へ気軽にお立ち寄りください。

また、広場を利用したイベントなどの開催を希望・検討される人はお問い合わせください。

○活用例

- ・飲食、販売イベント
- ・コンサートなどのステージイベント（ステージ貸出可）
- ・ヨガなどの健康教室



▲門前広場を活用した「櫛田の市」の様子

市立保育園 会計年度任用職員募集

◎ 申込・問い合わせ 福祉課 子育て支援係 ☎37-0110

○任用期間

令和3年4月1日～

令和4年3月31日

○保険

社会保険、雇用保険は条件
適用者有、労災保険

○休日

日曜・祝日・年末年始

※土曜勤務有り(平日振替)

○勤務場所

西郷保育園・仁比山保育園・
ちよだ保育園

○受付期間

12月1日(火)～

12月21日(月)

8時30分～17時15分

※土日、祝日を除く。

○提出先

福祉課 子育て支援係

○提出するもの

・市販のA4サイズの履歴書
※顔写真貼付

・資格を証明する書類の写し

・返信先を記入した官製はがき

○選考方法

書類選考および面接
書類選考および面接

※面接日は、後日郵送で連絡

	業務名(資格の条件)	募集人数	勤務形態 (★)	日額
保育士	常勤A(保育士資格)	30人程度	月22日以内 7:00～19:00	7,387円～7,935円
	常勤B(保育士資格)		月22日以内 8:30～18:00	7,095円～7,605円
	非常勤C(保育士資格)	25人程度	月11日以内 7:00～19:00	7,095円～7,605円
	非常勤D(保育士資格)		月11日以内 8:30～18:00	6,840円～7,275円
看護師	常勤(看護師・准看護師資格)	3人程度	月22日以内 8:00～17:30	7,095円～7,605円
保育補助員	常勤(資格不問)	若干名	月22日以内 7:00～19:00	6,727円
	非常勤(資格不問)	若干名	月11日以内 7:00～19:00	
調理員	調理主任(調理師または栄養士資格)	1人程度	月22日以内 8:30～16:45	(月額) 152,460円～164,115円
	常勤(調理師または栄養士資格)	4人程度	月22日以内 8:30～16:45	6,622円
	非常勤(資格不問)	4人程度	月11日以内 8:30～16:45	6,585円

(★) いずれも勤務形態のうち7時間30分勤務

※日額については令和2年度の金額のため変更の可能性があります。

ひとり親世帯臨時給付金のご案内

◎ 問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎37-0110

新型コロナウイルス感染症により、低所得のひとり親世帯に大きな影響が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、給付金を支給します。

すでにひとり親世帯として手当を受けている人など、対象となると思われる人には本年8月に申請書をお送りしています。

また、本給付金については、所得制限や公的年金受給等の要件によつて手当を受けていないひとり親世帯の人も対象となる場合があります。該当するかどうかの確認については福祉課へお問い合わせください。

○対象者

○給付額

○追加給付

○申請期限

○受付場所

令和3年2月26日(金)まで

※基本給付①は申請不要

福祉課 社会福祉係

※児童扶養手当の支給制限

新型コロナウイルスおよび季節性インフルエンザの同時流行に備えた県内の医療提供体制が変わりました

～コロナ禍での上手な医療のかかり方～

◎問い合わせ 健康増進課 ☎51-1234

新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、医療機関への受診を控える傾向が強まっています。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。コロナ禍でも適切に受診しましょう。



○コロナ禍でも持病の治療や健診、お子さまの予防接種など健康管理は重要です

発熱、咳や腹痛などの症状は新型コロナウイルス感染症に限りません。それ以外の病気等の可能性もあるため、必要な受診を控えると手遅れになることもあります。

また、定期的に飲んでいる薬を切らすと、持病が悪化してしまう恐れがあります。予防接種はタイミングを逃さず接種してください。健診も病気の早期発見・早期治療の大事な方法です。リハビリも可能な範囲で継続することが大切です。



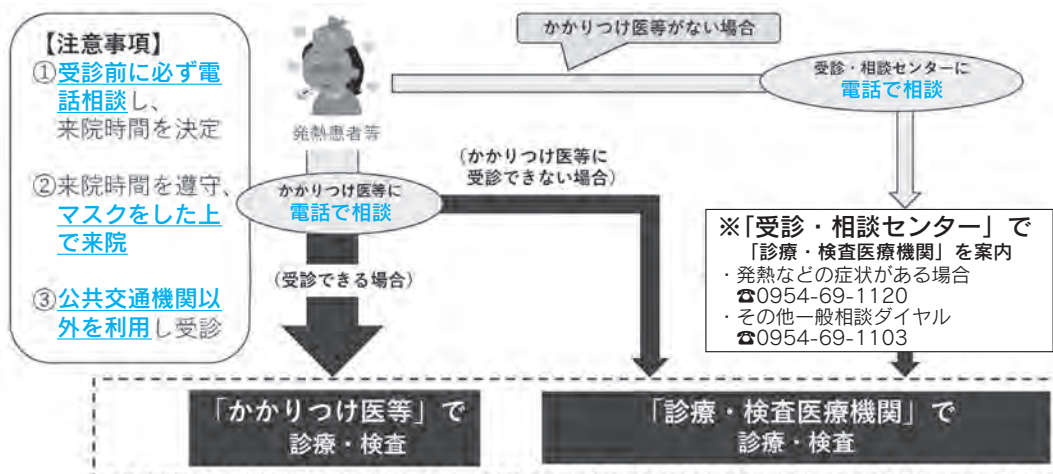
○医療機関では感染防止対策が行われています

院内感染防止のガイドライン等に基づき感染対策に取り組まれています。

○具合が悪いなど健康に不安がある時は、まずかかりつけ医に相談しましょう

自己判断で受診を控えることで、慢性疾患の症状悪化により、新型コロナなどのウイルスに対抗できない状態になることがあります。かかりつけ医に相談しながら健康や持病を管理していくことが新型コロナウイルス対策にとっても重要なため、心配な場合は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

発熱等の症状がある場合まずは、かかりつけ医等、地域の身近な医療機関に電話で相談ください。かかりつけ医がいない人は、11月に開設された「受診・相談センター※」にまずは電話をかけ、案内された診療・検査医療機関を受診してください（下図参照）。



※「帰国者・接触者相談センター」および「新型コロナウイルス感染症一般相談窓口」は10月31日をもって廃止となり、新たに「受診・相談センター」が設置されました。

厚生労働省公式ウェブサイト「上手な医療のかかり方 (<https://kakarikata.mhlw.go.jp/index.htm>)」

租税教育の充実のために 租税教育用テキスト寄贈

◎問い合わせ 学校教育課 教育指導係 ☎37-3592

小学校では、6年生の社会科の授業で、税のしくみについて学びます。10月26日（木）、鳥栖市法人会と鳥栖間税会から来庁され、市内の小学校6年生の学習に役立ててもらいたいと6年生全員分の租税教育用テキストおよび世界の消費税クリアファイルを贈呈していただきました。

また、各小学校の図書館に、税金に関する本も寄贈いただきました。今後6年生は、いただいた教材を活用して、税について学んでいきます。

将来の納税者として、税に関する正しい知識を身に付けてもらいたいと思います。

